

平成 27 年 2 月定例会提出議案（当初予算関連）の概要について

○ 議 案（当初予算を除く）	47 件
●名古屋市職員傷病審議会条例の制定について	総 務 局
市長の附属機関として、名古屋市職員傷病審議会を設置するもの	
●名古屋市事務分掌条例の一部改正について	総 務 局
防災その他危機管理を統括する新しい局（防災危機管理局）を設置するもの	
●名古屋市職員定数条例の一部改正について	総 務 局
平成 27 年度の職員定数を定めるとともに、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、配偶者同行休業取得者を定数外とすることができるよう、規定を整備するもの	
・平成 26 年度 25,172 人 → 平成 27 年度 25,117 人	
●特別職に属する職員の給与に関する条例等の一部改正について	総 務 局
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の給与等について規定を整備するもの 特別職に	
●包括外部監査契約の締結について	総 務 局
平成 27 年度の包括外部監査契約を締結するもの	
・契約の相手方 大島 嘉秋（公認会計士）	
・契約金額 9,334,440 円を上限とする金額	
●名古屋市環境基本条例の一部改正について	環 境 局
保健委員制度を保健環境委員制度に改めることに伴い、規定を整理するもの	
・文言整理 「保健委員」→「保健環境委員」 「名古屋市保健委員規則」→「名古屋市保健環境委員規則」	
●名古屋市入札監視等委員会条例の制定について	財 政 局
市長の附属機関として、名古屋市入札監視等委員会を設置するもの	
・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市高齢者施策推進協議会条例の制定について	健康福祉局
市長の附属機関として、名古屋市高齢者施策推進協議会を設置するもの	
・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	

●名古屋市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会条例の制定について	健康福祉局
市長の附属機関として、名古屋市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会を設置するもの ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の制定について	健康福祉局
市長の附属機関として、名古屋市福祉有償運送運営協議会を設置するもの ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市透析療法審査委員会条例の制定について	健康福祉局
市長の附属機関として、名古屋市透析療法審査委員会を設置するもの ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について	健康福祉局
市長の附属機関として、名古屋市予防接種健康被害調査委員会を設置するもの ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市衛生研究所等疫学倫理審査委員会条例の制定について	健康福祉局
市長の附属機関として、名古屋市衛生研究所等疫学倫理審査委員会を設置するもの ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市障害者施策推進協議会条例の一部改正について	健康福祉局
名古屋市障害者施策推進協議会に臨時委員及び部会を設置できる旨の規定を整備するもの ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市感染症予防協議会条例の一部改正について	健康福祉局
名古屋市感染症予防協議会に臨時委員及び部会を設置できる旨の規定を整備するもの ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●福祉事務所設置条例の一部改正について	健康福祉局
平成 27 年度の福祉事務所所員の定員を定めるもの ・平成 26 年度 1,028 人 → 平成 27 年度 1,036 人	

●名古屋市介護保険条例の一部改正について	健康福祉局
第6期介護保険事業計画の策定等に伴い、規定を整備するもの ・平成27年度から平成29年度までの介護保険料を15段階に区分して定める規定 ・低所得者の介護保険料を軽減することを規定 ・本市の特別給付について、一部の利用者の負担割合を2割に引き上げることを規定 ・現行の事業を平成28年5月31日まで介護予防・日常生活総合支援事業に移行させないことを規定 取組みに入る ・施行期日 平成27年4月1日 (ただし、一部の利用者の負担割合を2割に引き上げる規定は同年8月1日から、低所得者の介護保険料を軽減する規定は別に規則で定める日から施行)	
●名古屋市重症心身障害児者施設条例の一部改正について	健康福祉局
平成27年度に開設予定の名古屋市重症心身障害児者施設の利用者から徴収することになる使用料及び手数料に関する規定を整備するもの ・施行期日 別に規則で定める日	
●名古屋市国民健康保険条例の一部改正について	健康福祉局
国民健康保険料の算定方法について、規定を整備するもの ・保険財政共同安定化事業の対象範囲の見直しに伴い、国民健康保険料の基礎賦課総額の算定方法を変更するもの ・施行期日 平成27年4月1日	
●名古屋市子育て支援企業認定審査会条例の制定について	子ども青少年局
市長の附属機関として、名古屋市子育て支援企業認定審査会を設置するもの ・施行期日 平成27年4月1日	
●名古屋市障害児早期療育指導委員会条例の制定について	子ども青少年局
市長の附属機関として、名古屋市障害児早期療育指導委員会を設置するもの ・施行期日 平成27年4月1日	
●名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会条例の制定について	子ども青少年局
市長の附属機関として、名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会を設置するもの ・施行期日 平成27年4月1日	
●名古屋市中心療育センター等倫理審査委員会条例の制定について	子ども青少年局
市長の附属機関として、名古屋市中心療育センター等倫理審査委員会を設置するもの ・施行期日 平成27年4月1日	

●名古屋市児童虐待事例検証委員会条例の制定について	子ども青少年局
市長の附属機関として、名古屋市児童虐待事例検証委員会を設置するもの ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市障害児保育指導委員会条例の制定について	子ども青少年局
市長の附属機関として、名古屋市障害児保育指導委員会を設置するもの ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について	子ども青少年局
子ども・子育て支援法の制定に伴い、規定を整備するとともに、にじが丘保育園、御田保育園、南・氷室保育園、振甫保育園及び若松寮を廃止するもの (1) 保育所の使用料について必要な事項を規定 ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日 (2) にじが丘保育園、御田保育園、南・氷室保育園、振甫保育園及び若松寮の廃止 ・施行期日 別に規則で定める日（平成 28 年 4 月 1 日を予定）	
●名古屋市いじめ対策検討会議条例の制定について	教育委員会
教育委員会の附属機関として、名古屋市いじめ対策検討会議を設置するもの ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の一部改正について	教育委員会
子ども・子育て支援法の制定に伴い、条例の対象となる幼稚園を変更するため、所要の改正を行うもの ・条例の対象となる幼稚園から、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を除外 ・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市図書館条例の一部改正について	教育委員会
名古屋市緑図書館の改築工事に伴い、緑図書館の位置を変更するため、所要の改正を行うもの ・施行期日 平成 27 年 6 月 2 日	
●名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について	教育委員会
名古屋市生涯学習センターの集会室等を営利目的で使用する場合は使用料等を定めるため、所要の改正を行うもの ・施行期日 平成 27 年 8 月 1 日	

●乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部改正について		交 通 局															
一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金に係る中部運輸局公示に伴い、乗合自動車の貸切乗車券の料金を改定するもの																	
・施行期日 平成 27 年 7 月 1 日																	
●名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の制定について		市民経済局															
地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準等に関して必要な事項を定めるもの																	
・主な内容																	
(1) 特定非営利活動法人が指定を受けるための基準等に関する事項を規定																	
(2) 定款等の変更及び解散の届出並びに指定を受けた特定非営利活動法人が備え置く書類及びその閲覧等に関する事項を規定																	
(3) 市長の附属機関として設置する名古屋市指定特定非営利活動法人審査会に関する事項を規定																	
・施行期日 平成 27 年 4 月 1 日																	
●名古屋市文化小劇場条例の一部改正について		市民経済局															
昭和 cultura 小劇場を設置することに伴い、その名称、位置及び利用料金の基準額を定めるもの																	
・名 称 名古屋市昭和 cultura 小劇場																	
・位 置 昭和区花見通 1 丁目 41 番地の 2																	
●名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について		市民経済局															
東区、中区、中川区及び南区に設置するコミュニティセンターの名称及び位置を定めるもの																	
<table><thead><tr><th></th><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>・東区</td><td>矢田コミュニティセンター</td><td>東区矢田南四丁目 5 番 26 号</td></tr><tr><td>・中区</td><td>千早コミュニティセンター</td><td>中区新栄一丁目 48 番 16 号</td></tr><tr><td>・中川区</td><td>正色コミュニティセンター</td><td>中川区下之一色町字権野 167 番地の 1</td></tr><tr><td>・南区</td><td>星崎コミュニティセンター</td><td>南区元鳴尾町 1 番地</td></tr></tbody></table>				名 称	位 置	・東区	矢田コミュニティセンター	東区矢田南四丁目 5 番 26 号	・中区	千早コミュニティセンター	中区新栄一丁目 48 番 16 号	・中川区	正色コミュニティセンター	中川区下之一色町字権野 167 番地の 1	・南区	星崎コミュニティセンター	南区元鳴尾町 1 番地
	名 称	位 置															
・東区	矢田コミュニティセンター	東区矢田南四丁目 5 番 26 号															
・中区	千早コミュニティセンター	中区新栄一丁目 48 番 16 号															
・中川区	正色コミュニティセンター	中川区下之一色町字権野 167 番地の 1															
・南区	星崎コミュニティセンター	南区元鳴尾町 1 番地															
●名古屋市公設市場条例の一部改正について		市民経済局															
中公設市場を廃止するもの																	
・施行期日 規則で定める日																	

●指定管理者の指定について	市民経済局
名古屋市民御岳休暇村の指定管理者を指定するもの ・ 指定の相手方 公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社 ・ 指定期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
●名古屋市伝統的建築物群保存地区保存条例の制定について	住宅都市局
本市の文化の向上に資するため、本市が定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他必要な措置を定めるもの ・ 保存地区内の保存に関する計画、保存地区内における現状変更行為の規制、許可の基準、国の機関等が行う行為に関する特例、適用除外、許可の取消し等を規定 ・ 施行期日 平成27年4月1日（ただし、第4条から第9条まで、第12条及び第13条の規定は、都市計画法第2章の規定により行う伝統的建造物群保存地区に関する都市計画の決定の告示の日）	
●名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について	住宅都市局
マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正等に伴い、手数料に係る規定の整備等を行うもの ・ 主な内容 (1) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正により、要除却認定マンションの容積率制限を緩和する特例制度が創設されたことに伴う許可申請手数料に係る規定の整備 (2) 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備 (3) 住宅性能表示制度の改正に伴う長期優良住宅建築等計画の認定に係る申請手数料の規定の整備 ・ 施行期日 平成27年4月1日 （ただし、建築基準法の一部改正に伴う改正部分は平成27年6月1日）	

●名古屋市営住宅条例の一部改正について

住宅都市局

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行等に伴い、市営住宅の入居者の資格に関する規定の整備等を行うもの

(1) 入居者の資格に係る規定の整備

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病患者等について、入居資格要件の一部を緩和
- ・ 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に規定する支援対象地域に居住していた被災者について、入居資格要件の一部を緩和

(2) 平成 27 年度中に公用開始及び用途廃止が予定されている次の住宅団地に係る別表の改正

- ・ 公用開始 五条荘（西区那古野一丁目）
- ・ 用途廃止 高蔵荘（熱田区花町）

(3) 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日（別表の改正については規則で定める日）

●財産の出資について

住宅都市局

愛知高速交通株式会社に対して本市が有する貸付金に関する債権を同社に出資するもの

- ・ 出資額 1,429,000,000 円

●名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について

住宅都市局

地方道路公社法の規定により、名古屋高速道路公社の基本財産の額の増加を伴う定款変更に対し、議会の議決を経て同意しようとするもの

・ 基本財産の額の増加

変更前 3,166 億 6,200 万円（本市出資額 1,583 億 3,100 万円）

変更後 3,174 億 800 万円（本市出資額 1,587 億 400 万円）

●名古屋市震災対策事業基金条例の制定について

消 防 局

震災対策事業の計画的な推進を図るため、名古屋市震災対策事業基金を設置するもの

・ 主な内容

- (1) 歳入歳出予算に定める金額を積み立てるものと規定
- (2) 震災対策事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができるものと規定
- (3) 基金の運用方法等について規定

●市長の給与の特例に関する条例の一部改正について（※ 別 冊）	総 務 局
市長等の給料を減額するもの	
●名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について （※ 別 冊）	総 務 局
非常勤の職員について、職種の新設及び廃止並びに報酬の額の改定等を行うもの	
(1) 行政委員会の委員等（別表第 1）	
・ 廃止する職種：教育委員会委員長	
(2) 附属機関の委員等（別表第 2）	
・ 新設する職種：入札監視等委員会委員はじめ 17 職種	
(3) その他の非常勤の職員（別表第 3）	
・ 報酬の額を改定する職種：秘書事務嘱託員はじめ 283 職種	
・ 新設する職種：防災危機管理事務嘱託員はじめ 24 職種	
・ 廃止する職種：公館管理運営員はじめ 18 職種	
●職員の給与に関する条例の一部改正について（※ 別 冊）	総 務 局
本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえつつ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して、本市職員の給与を改定等するもの	
・ 指定職給料表を除く全給料表の給料月額について、若年層に配慮して引上げを実施	
・ 管理職員を除く職員の勤勉手当の支給割合を改定	
・ 通勤手当の額の改定	
・ 初任給調整手当の上限額の改定	
●名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の制定について（※ 別 冊）	子ども青少年局
子ども・子育て支援法の制定に伴い、名古屋市子ども・子育て支援法施行条例を制定するもの	
・ 特定教育・保育施設（市立幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業を利用する場合における保護者の利用者負担額を規定	
・ 子どものための教育・保育給付に関する市への報告、物件の提示等の命令に応じない者又は支給認定証の返還等に応じない者に対する罰則を規定	
・ 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	
●名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について（※ 別 冊）	教育委員会
子ども・子育て支援法の制定に伴い、市立幼稚園の授業料を変更する等のため、所要の改正を行うもの	
・ 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日	

